

○厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、四のロ及び五以外については平成十八年十月一日から、四のロ及び五については平成十九年四月一日から適用する。</p> <p>厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>一～二の二（略）</p> <p>三 指定施設入所支援等の施設基準</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 介護給付費等単位数表第9の3の重度障害者支援加算のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定すべき指定施設入所支援等の施設基準次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。</p> <p>(1) 介護給付費等単位数表第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者が一人以上利用していること。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従事者基準」という。）別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、四のロ及び五以外については平成十八年十月一日から、四のロ及び五については平成十九年四月一日から適用する。</p> <p>厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>一～二の二（略）</p> <p>三 指定施設入所支援等の施設基準</p> <p>イ・ロ（略）</p>

当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第五百五十三号）による改正前の介護給付費等単位数表第9の3のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定を受けている指定障害者支援施設等において、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

二 介護給付費等単位数表第9の3の注4の加算を算定すべき指定施設入所支援等の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条又は附則第三条に規定する人員配置（介護給付費等単位数表第6の2の人員配置体制加算を算定している場合にあつては当該加算の要件となる人員配置を含む。以下この二において「人員配置」という。）に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従事者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件による改正前の介護給付費等単位数表第9の3のロの重度障害者支援加

算Ⅱの算定を受けている指定障害者支援施設等において、人員配置に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

ホ（略）

四〇六（略）

七 指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第208条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第208条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第15の1の6の注に規定する者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員が配置されていること。

(2) 指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は第二号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）附則第四条に規定する第二号研修をいう。

）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は第二号研修の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

ハ（略）

四〇六（略）

七 指定共同生活援助の施設基準

<p>(3) 指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）又は第三号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条に規定する第三号研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この(3)において「研修修了者」という。）の割合が百分の二十以上であること。ただし、平成二十八年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）又は第三号研修の受講を予定している者（以下この(3)において「研修受講予定者」という。）の割合が百分の十以上である場合、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち研修受講予定者の割合が百分の二十以上である場合、同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち研修修了者の割合が百分の十以上、かつ、研修受講予定者の割合が百分の十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。</p> <p>ロ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準</p> <p>ハ 介護給付費等単位数表第15の7のホの医療連携体制加算(V)（第八号ロにおいて「医療連携体制加算(V)」という。）を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する指定共同生活援助事業所の施設基準</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>八 (略)</p>

<p>イ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>ロ 介護給付費等単位数表第15の7のホの医療連携体制加算(V)（第八号ロにおいて「医療連携体制加算(V)」という。）を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する指定共同生活援助事業所の施設基準</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>八 (略)</p>
--